

葛飾区人権啓発紙

今号の主な内容

こんにちはは人権

Hello Human rights.

発行・編集 葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012 葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル内
TEL:5698-2211 葛飾区HP <http://www.city.katsushika.lg.jp>

Vol. 2

- 1面 ● 人権週間とは…
● 人権擁護委員
- 2・3面 ● 「男女共同参画」という視点から「いま」ってどんな時代?
- 4面 ● 女性に対する暴力をなくす運動
● [予告] パルフェスタ2010開催!
● 同和問題について考える

12月4日から10日は『人権週間』です

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～



葛飾区では、平成2年に策定した「基本構想」の中で、「人間性の尊重」をすべての施策の基本として貫いていくこととしました。

これまで、同和問題をはじめ、男女平等の推進、子ども、高齢者、障害者など、あらゆる方々に関わる人権問題を解決するために、それぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえた施策を実施し、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、今なお、人権に関しての様々な課題があり、また、社会が複雑化し、アイヌの人々、犯罪被害者、外国人、感染症患者、性同一性障害者の方々に對する誤解や偏見などの、新たな人権課題が顕在化するなど、その解決に向けた取り組みが求められています。

そのため、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする新たな基本計画において、理念に「人権・平和」を掲げ、すべての政策・施策・事業を通じて、「互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現する」ことを明確にしました。

今後も、すべての区民の人権が尊重された、明るい地域社会づくりをめざし、平成20年3月に策定した「葛飾区人権施策推進指針」に基づき、さまざまな啓発事業等を実施していきます。

人権週間とは…

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

わが国でも、「12月4日～10日」を「人権週間」と定め、全国各地で人権に関するさまざまなイベントが開催されています。

人権週間記念講演会のお知らせ

「疑惑は晴れようとも」

講師 河野 義行さん (松本サリン事件被害者)

日時 平成21年12月15日(火)

午後2時～4時(開場午後1時30分)

場所 葛飾区男女平等推進センター

(ウィメンズパル) 多目的ホール

入場料 無料・先着200名(直接会場にお越し下さい)

※保育(要予約)、手話通訳、PC要約筆記、補聴システムあり
駐車場に限りがあるため、車でのご来場はご遠慮ください。

問い合わせ・保育申し込み 人権推進課 TEL:5654-8148
FAX:5698-2315



人権擁護委員

人権擁護委員をご存知ですか? 人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、皆さんの人権が侵害されないように見守り、もし、人権侵害があった場合はその相談相手となります。また、人権意識の普及活動にも努めています。現在、区内には13名の人権擁護委員が活動しています。毎月第三火曜日の午前10時から午後3時まで、区役所区民相談室において、人権擁護委員による「人権身の上相談」を実施しています。個人の秘密は固く守りますので、人権侵害等でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

- 大竹由紀子 (東水元地区)
 - 岩田 敦子 (立石地区)
 - 日色 静子 (奥戸地区)
 - 長坂三重子 (四つ木地区)
 - 大橋 正春 (東水元地区)
 - 友部 富司 (柴又地区)
 - 西村 孝一 (東新小岩地区)
 - 青木 秀樹 (青戸地区)
 - 市川 正文 (堀切地区)
 - 齋藤 英子 (亀有地区)
 - 板倉 東雄 (柴又地区)
 - 岡田 裕子 (新宿地区)
 - 黒川 幹雄 (堀切地区)
- ※敬称略

※「人権身の上相談」、各委員の連絡先等については、人権推進課までお問い合わせください。

人権推進課 TEL:5654-8148
FAX:5698-2315

視点から

てどんな時代？

“自分らしく、生きやすく”

「ウイメンズバル」の愛称で区民の皆さんに親しまれている男女平等推進センターは、20年前の平成元年（1989年）10月20日、「葛飾区女性センター」として誕生しました。平成16年に「葛飾区男女平等推進センター」と名前を変え、今年が開館20周年を迎えました。

今年には国連の女子差別撤廃条約採択30周年、わが国の男女共同参画社会基本法制定10周年、記念づくしの年です。

「男女平等」「男女共同参画」という視点から、私たちは今、どんな時代に生きているのでしょうか。葛子（かっこ）さん（46歳）と息子の学（まなぶ）さん（21歳）の親子の会話を聞いてみましょう。



葛子…あなたも来年はいよいよ就職ね。就職活動がんばらないと！



学…がんばってるさ。新聞をよく読んでいるし……。そういえば新聞で読んだんだけど、女性の約7割が出産を機に仕事を辞めてしまうんだって。お母さんもそうだったんでしょ？

うん……。もう20年以上も前のことだけど、お母さんが就職したのはちょうど男女雇用機会均等法（昭和60年）ができた時で、日本でもようやく女性が「お茶汲み」や「職場の花」ではなく一人前の労働者として扱われるようになってきた時だったのよ。私も「総合職」としてのキャリアを歩み始めたの！そんなとき妊娠していることがわかったの。それは嬉しかったわよ。でも、男性と同じように残業もします、転勤もしますというわけにはいかなくなってきた……。それにお父さんとは職場結婚だったから、やっぱり女の子の方が退職するべきだっていう無言の圧力があったわね。



そんな圧力に屈しなければいいのに。



お母さんだって辞めたくはなかったわよ。仕事をして家事

をして育児をして……全部を一人でやるとしたら、とてもたいへんなことなのよ。



お父さんと2人でやればよかったじゃない？



お父さんは家に寝に帰ってくるだけ。残業、残業で疲れきって、休日は昼寝で終わっちゃうってたし。



そっかあ。僕は、結婚してもパートナーに自分の力を活かしてやってほしいな。二人とも働いているなら、家事とか子育ても一緒にやらないと！それに、子どもに聞きたいのに、残業ばかりで、帰る頃には子どもも眠っててただ寝顔を見るだけ……。とてもつらいよ。嬉しいことも大変なことも分けてやっていければいいのになあ。



ところで学、ちゃんと内定はもらったの？フリーターなんて、お母さん許さないわよ！



正規社員をめざしているよ。でもお父さんみたいな会社人間にはなりたくないな。自分の時間も大切にしながら、子どもができたら僕も育児休業を取りたいな。お父さんやお母さんが年をとって介護が必要になったら介護休業を取るからね。



それでこそ、わが息子！これからは女性はもちろん、男性も育児・介護休業をあたりまえに取れる社会になって欲しいわね。



僕たち学生も会社を選ぶときに（※）を推進している会社かどうかを重視するし、会社側も優秀な人材を確保するために法律で定められた以上の休暇制度や、育児期は在宅勤務や労働時間を柔軟に選べる制度などを導入しているよ。（※左ページ「キーワード参照」）



時代は変わってきているのね。私なんて大学に行くのも「女だから」って両親に反対されたのよ。



「男だから」「女だから」という意識は確実に変わってきていると思うよ。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担に「賛成」の人は昭和54年（1979年）には7割だったけれど、平成19年（2007年）には4割強に減って、「反対」が半数を超えたんだ（グラフ2）。



男女とも互いに尊重しあって、職場でも家庭・地域生活でも、自分らしく活躍できる社会を作るためには、僕たち若い世代が率先して変えていかないと！



これから女性ももっと社会で活躍していかないとね。お母さんだって頑張るわ。

育児期に女性も働きつつけられる社会を

日本と韓国では20代後半から40代前半にかけて女性の労働力率が大きく低下します（グラフ1）。

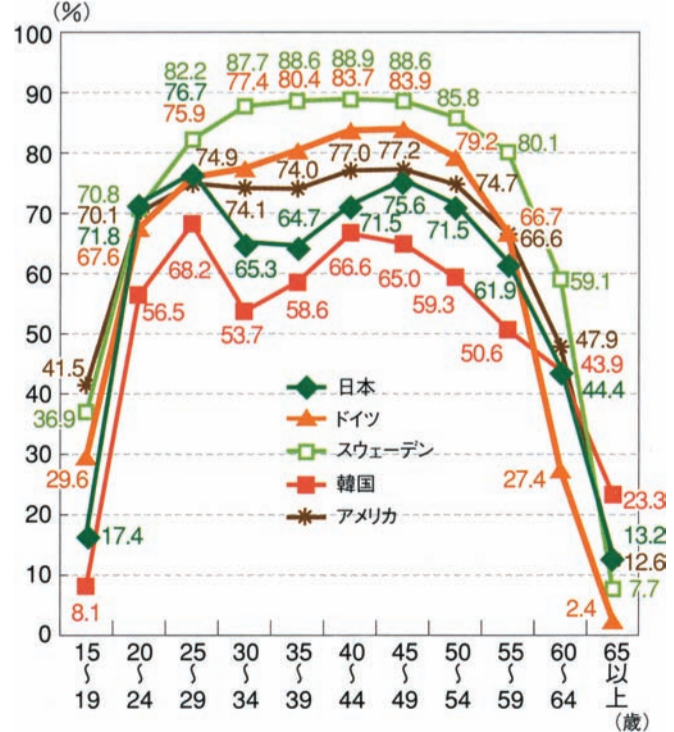
これは、結婚や出産でいったん仕事を辞め、しばらくしてから再就職をするという働き方を選ぶ女性が多いことを示しているのです。

真ん中がへこんでいるM字型なので、労働力率のM字型カーブといえます。

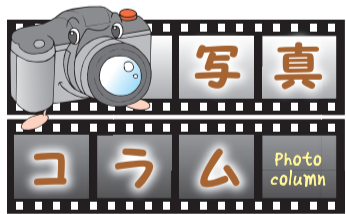
それに対して、アメリカ、ドイツ、スウェーデンは台形型。しかもスウェーデンの女性は生涯にわたって高い労働力率を維持しています。

この背景には、仕事と子育ての両立支援策が充実していて、女性が働きやすい環境が整備されていること、フルタイム労働とパートタイム労働の転換が可能であることなどがあります。

グラフ1 女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



備考：1.「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合
 2.アメリカの「15～19歳」は、16から19歳。
 3.日本は総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成20年）、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4.日本以外は、各国とも2007（平成19）年時点の数値。



初めて料理に挑戦 2歳の娘が全部食べてくれました！

長尾 泰一さん（亀有在住）

今年6月、男女平等推進センターの男性対象講座「初めての家事——楽しくラクに。男の料理」に参加しました。

この講座は妻から行くように言われて来たため、当初はあまり乗り気では無かったのですが、第1回目では楽しくチャーハンを作ることが出来ました。

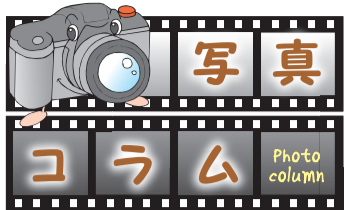


男女平等推進センター調理室で男性対象の料理教室に参加。（中央が長尾さん）



第2回目では筑前煮に挑戦。こちらもなかなかの出来栄でした。

さっそく講座で学んだ料理を家族に振舞ったところ、2歳になる娘が「美味しい」と全部食べてくれました。家族にも喜んでもらえる料理を作る楽しさを知ったことで、今では台所に立つ回数も増えました。



区の女性海外派遣事業が 人生の転機に。社会と繋がる きっかけとなりました。

藤栄 温子さん(亀有在住)

平成4年(1992年)「葛飾区女性の海外派遣事業」に応募し、マレーシア・ブルネイの視察研修に派遣されました。これは私の人生の転機となりました。

その数年前に葛飾区に引っ越してきたのですが、直後、郷里の父母が相次いで亡くなりました。父はある程度自分の思う道を生きたと思いましたが、母は人に尽くすだけで自分のために生きたのかしら……と切なかつたです。そんな時、「広報かつしか」で海外派遣事業を知り、初めてウィメンズパルを訪れ応募書類を提出しました。なぜか母が後押ししてくれたような気がします。



マレーシアのサバ州農村部。社会開発局の料理・洋裁訓練生たちと。

このときの視察研修の団長だった高田ユリさん(元主婦連合会会長・故人)に鍛えられ、また(社)国際女性教育振興会の会員となり国際交流など多くの事業に関わることができました。そして、区の女性問題の講座等に参加、審議会委員にも登用していただきました。さらに、平成8年にはウィメンズパルで活動していた女性たちと「かつしか女性会議」を立ち上げ、今も活動しています。

葛飾区に来る前に男女平等推進についての意識がなかったわけではないけれど、来てから学んだこと経験したことは本当に多かったと思います。

*「かつしか女性会議」……女性がひとりの人間として生き生きと暮らしていけることを願い、男女平等社会実現のための活動をしている。

「男女共同参画」という 「いま」っ 女も男も

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。
(男女共同参画社会基本法第2条)

キーワードは「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」



などが一体となって「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を策定し、平成20年度から「カエル! ジャパン」を合言葉に、働き方の見直しを呼びかける国民運動が展開されています。

ワーク・ライフ・バランスとは「仕事」と育児や介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実している状態をいいます。

平成19年に国や地方自治体、経済界や労働界の代表

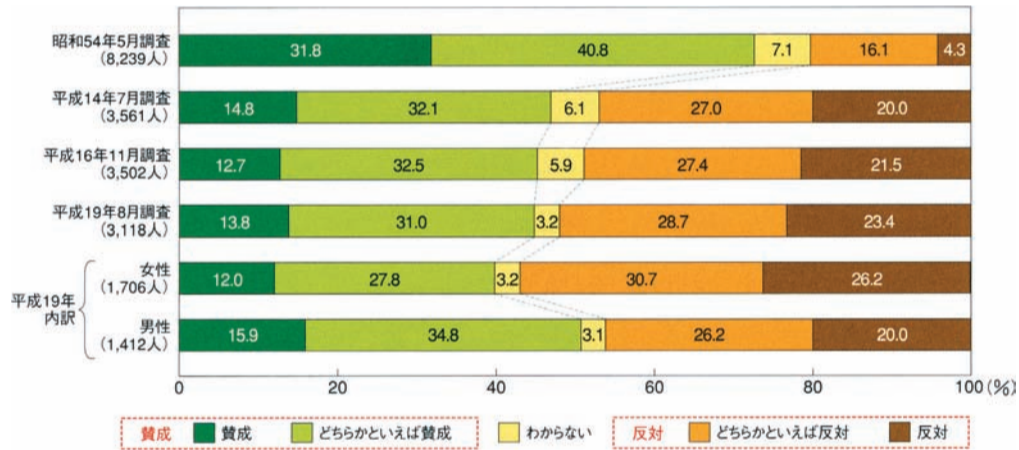
育児・介護休業法改正のポイント

今年6月に改正された育児・介護休業法が、来年7月までには施行。主な改正点は次のとおり。

- 3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主に義務づける。
- 子の看護休暇は、就学前の子が1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日に拡充。
- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育休を取得した場合、再度の取得が可能に。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が1人なら年5日、2人以上なら年10日)。

グラフ2

固定的性別役割分担意識(経年比較) (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)



備考:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月調査)より作成。

男女平等推進センターをご利用ください。

男女平等推進センターは、男女平等についての学びの場としてご利用いただくことができます。

講座・講演会

年間をとおして、女性の再就職やキャリアアップ、男性の家事・育児参画や働き方の見直し、職場でのセクハラ防止対策や労働法制など、男女平等に関するさまざまな講座・講演会を開催しています。
*詳細は、「広報かつしか」、区ホームページなどでお知らせします。

女性のための相談(要予約・無料)

女性のための各種相談を行っています。一人で悩まず、専門カウンセラーや弁護士にご相談ください。

女性に対する暴力(DV)相談	月	午前10時~午後5時
法律相談	火	午後1時30分~午後4時30分
悩みごと相談	月・火・木・金	午前10時~午後5時
	水	午後1時~午後4時 午後5時~午後8時(電話のみ・男性も可)

※年末年始・祝日は除く

図書資料室

男女平等や女性・人権に関わる内容について豊富な蔵書があります。葛飾区の図書館利用カードで借りることができ、インターネットからの検索や予約もできます。区立図書館にある本を予約し、男女平等推進センターで受け取ることもできます。

- 開室時間 月~金 午前9時~午後5時
- 休室日 土・日・祝、年末年始、特別整理期間等



〒124-0012
葛飾区立石5-27-1
ウィメンズパル内
TEL: 5698-2211
FAX: 5698-2315

- 開館時間 月~土 午前9時~午後9時30分
日・祝 午前9時~午後5時
- 休館日 年末年始、館内点検日

予告

男女平等推進センターまつり

2010年
3月6日(土)、7日(日)

パルフェスタ 2010開催!

男女平等推進センター登録団体の方々が、企画から運営まで行うおまつりです。団体の活動発表や展示など、楽しいイベントを開催します。

男女平等推進センター開館20周年記念講演会

男女平等推進センター開館20周年を記念して、開館のオープニング記念講演をしていただいた落合恵子さんに再び登壇していただきます。



この20年で、私たちや私たちを取り巻く状況はどう変わっているのでしょうか。一緒に考えてみませんか。

「自分色に輝く あなたの居場所 昨日、今日、明日」

講師：落合恵子さん(作家)
日時：平成22年3月7日(日)
午前10時30分から
場所：葛飾区男女平等推進センター(ウィメンズパ
ール)多目的ホール

*詳しくは、平成22年2月25日号の「広報かつしか」でお知らせします。

落合恵子さんプロフィール

1945年生まれ。作家。執筆と並行して東京・青山と大阪・江坂に子どもの本の専門店クレヨンハウス、女性の本の専門店ミズ・クレヨンハウス、オーガニック市場やレストランを主宰。育児雑誌『月刊クーヨン』発行人。主な著書に『崖っぷちに立つあなたに』(岩波新書)、『母に歌う子守唄——わたしの介護日誌』(朝日文庫)など多数。



「女性に対する暴力をなくす運動」

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。内閣府男女共同参画推進本部では、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間と定め、国、地方公共団体、女性団体、その他関係団体が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発等に取り組んでいます。

パープルリボン運動

暴力の被害者が中心になり、アメリカで始まった市民運動です。紫のリボンを身につけることが、社会、地域、学校、家庭から暴力をなくしたいという意思表示になります。

男女平等推進センターでは、DV啓発冊子「みんなで気づく みんなでなくすDV」をつくりました。ぜひご覧ください。

【配布場所】

男女平等推進センター、
区民相談室、図書館、
区民事務所、保健所ほか



葛飾区では、平成21年2月に「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定しました。被害者の安全確保や支援の充実はもちろんのこと、予防・防止の観点にも重点を置き、さまざまな事業を推進していきます。配偶者暴力に関する相談窓口も掲載しています。

【閲覧場所】

男女平等推進センター、図書館、
区政情報コーナー
※区政情報コーナーにて有償配布も行って
います。(1部320円)



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DV相談窓口【相談無料・秘密厳守】

声を出ることが大きな第一歩。まずはご相談ください。

- 男女平等推進センター(DV相談) 5698-2211 月曜日10時から17時(予約制)
- 配偶者暴力相談支援センター
東京ウィメンズプラザ 5467-2455 毎日9時から21時
東京都女性相談センター 5261-3110 月曜日～金曜日9時から20時
※祝日、年末年始は休み場合がありますので、お問い合わせください。

《緊急・夜間の場合》

- 警察 110番
- 東京都女性相談センター 5261-3911

同和問題について考える

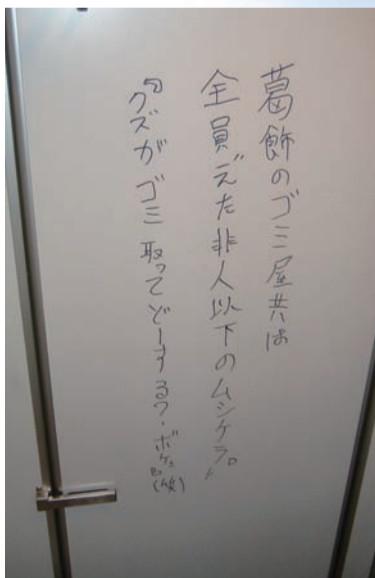
人間は、自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。にもかかわらず、同和地区(被差別部落)の出身という、ただそれだけの理由で、さまざまな差別を受けている人びとがいます。これを同和問題(部落問題)と言います。この問題を解決するためには、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。

【同和問題とは】

封建時代の身分制度において、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のあらゆる面できびしい制限を受け、差別された人々がいました。その人々が住まわされたところが、同和地区(被差別部落)、その人々に対する差別が部落差別です。同和問題は、この歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、現在もなおさまざまな形で現れているわが国固有の重大な人権問題です。

【最近発生している差別事象】

同和問題は、解消に向かってはいるものの、近年においてもなお、差別につながる身元調査や連続大量差別はがき事件、インターネット上の差別的表現の書き込みなどの悪質な差別事件が起きています。平成20年11月から12月にかけて、東京二十三区清掃一部事務組合管理の葛飾清掃工場(水元)及び足立清掃工場の男子トイレにおいて、連続して差別落書き事件が発生しました。今回発生した差別落書きは、同和地区出身者及び民間事業者や行政などで、ごみ処理の仕事をする人々の人権を否定する極めて悪質な差別行為です。



【私たち一人ひとりにできること】

同和問題は重大な人権問題です。無関心でいることは差別の解消につながらないばかりか、人権を意識することなく、かえって差別を助長する結果をまねくことにもなりかねません。差別のない社会をめざすには、私たち一人ひとりが、日常生活のさまざまな場に存在している差別を見逃さず、身近な問題として捉えることが大切です。区では、「葛飾区人権施策推進指針」に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題について、啓発事業等を実施しています。今、私たちには、全ての人々の人権が尊重された明るい地域社会の実現に向けた、積極的な行動が求められています。

区では、会社や職場での「人権問題研修会」をサポートします。人権に関する各種啓発冊子等の提供、講師の派遣、専門講師の紹介などのお手伝いをします。お気軽に、ご相談ください。